

議案第14号

城陽市火災予防条例の一部改正について

城陽市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出
(2026年)

城陽市長 村田正明

城陽市火災予防条例の一部を改正する条例

城陽市火災予防条例（昭和48年城陽市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p>第3章の2～第7章 略</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>火災に関する注意報の発令等及び火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第28条の2・第29条）</u></p> <p>第3章の2～第7章 略</p> <p>附則</p> <p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで</u></p>

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 略

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 残火(たばこの吸殻^{がら}を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

、第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 略

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第4節 火災に関する注意報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する注意報の発令等)

第28条の2 市長は、気象の状況が火災の予防上注意を要する場合として別に定める基準に該当する場合には、火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、火気を使用する場所の付近に放置され、又はみだりに存置された可燃性の物品の除去その他火災予防上必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。))が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 残火(たばこの吸殻^{がら}を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に

掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) 略

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) 略

掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) 略

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 （たき火を含む。）

(2)～(6) 略

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号）等が公布されたことに伴い、サウナ設備に関する事項等について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2)～(15) 略

② 略

参考資料

城陽市火災予防条例の一部改正条例要綱

1 改正の背景

(1) サウナ設備関係

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下、「対象火気省令」という。）に定める対象火気設備等の種類に、簡易サウナ設備を追加するもの。

(2) 火災注意報関係

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要とされたことを踏まえ、京都府南部地域の10消防本部（京都市含む）において発令基準等の統一化を図ることとなったことから、林野火災を網羅した火災注意報の条文化及び火災警報を明確化するもの。

なお、火災注意報については、現行の城陽市火災予防規程（以下、「規程」という。）に規定されているため条例への格上げとなる。火災注意報及び火災警報の発令基準等においては、城陽市火災予防規則（以下、「規則」という。）及び規程の一部改正を行うこととし、概要については、次の一覧表のとおりとなるもの。

【発令基準等概要一覧表】

※網掛け部分が改正箇所となる。

項目	現行の運用		今回の一部改正	
名称	火災注意報	火災警報	火災注意報	火災警報
根拠法令	規程第19条	消防法第22条 条例第29条	条例第28条の2	消防法第22条 条例第29条
発令条文	規程第19条第1項	規則第8条第1項	規則第7条第1項	規則第8条第1項
発令基準	次のいずれかに該当した場合。 (1)京都地方気象台長により、本市に乾燥注意報が発表されたとき。 (2)火災が多発しているとき。	次の各号の一に掲げるもの。 (1)実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が40パーセント以下となり、最大風速が毎秒7メートル以上の風が吹くとき。 (2)平均風速が毎秒12メートルを超え、強風のため火災の予防上危険であると認めるとき。 (3)その他気象の状況が火災の予防上特に危険と認めるとき。	乾燥注意報が4日以上連続で発表されたとき。	乾燥注意報が5日以上連続で発表されており、かつ乾燥注意報が発表中に強風注意報が発表されているとき。
発令者	消防長	市長	市長	市長
対象区域	市内全域		市内全域	

(3) 住宅火災予防関係

令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会において、大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及促進が必要とされたことを踏まえ、感震ブレーカーの普及促進について定めるもの。

2 改正の内容

(1) サウナ設備関係

ア 簡易サウナ設備関係（第7条の2関係）

(ア) 定格出力6キロワット以下で、薪又は電気を熱源とし、屋外その他の直接外気に接する場所に設置するテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備を簡易サウナ設備として定義する。

(イ) 簡易サウナ設備と建築物等との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととする。

(ウ) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断できる手動及び自動の装置を設けることとする。

ただし、薪を熱源とするものにあつては、火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとする。

イ 一般サウナ設備関係（第7条の3関係）

簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備として定義する。

ウ 火を使用する設備等の設置の届出（第44条関係）

簡易サウナ設備について、個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとする。

(2) 火災注意報関係

ア 火災注意報に関する注意報の発令等（第28条の2関係）

(ア) 火災に関する注意報

市長は、気象の状況が火災の予防上注意を要する場合は、火

災に関する注意報を発することができることとする。

(イ) 火災に関する注意報の発令中における火の使用の制限

火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、本市の区域内にある者は、火気を使用する場所の付近に放置又はみだりに存置された可燃性の物品の除去その他火災予防上必要な措置を講じるよう努めなければならないこととする。

イ 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条関係）

火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定するものであることを明文化する。

また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、規定の削除を行う。

ウ 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出（第45条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明文化する。また、消防長は、火災予防条例第45条第1項各号に掲げる行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとする。

(3) 住宅火災予防関係

ア 住宅における火災の予防の推進（第29条の7関係）

住宅における火災の予防を推進するための施策に、感震ブレーカーの普及促進を規定する。

3 施行期日

公布の日